

資料番号	1
------	---

令和8年6月18日
課名 警察本部
生活安全部生活環境課
担当者 課長 岩室
内線 707-300

令和8年広島県議会6月定例会

提案見込事項

令和8年6月18日

警察本部

酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する 条例の一部を改正する条例（案）について

1 改正を必要とする条例

酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例
（以下「条例」という。）

2 条例改正の理由

刑法の一部改正を踏まえ、酒類提供営業の停止を命じることができる行為に、新たに電磁的記録文書等の偽造私文書等行使の罪を追加するため、必要な規定を整備するもの。

【刑法改正の概要（関係部分抜粋）】

刑事手続きのデジタル化等に伴い、各種法令規定等が整備されているところ、刑法第17章文書偽造の罪（第155条～第161条）等において、下記のとおり、客体の定義付け及び用語の整理が行われ、電磁的記録文書等の偽造等の罪が整備された。

旧	印章若しくは署名 ⇒	新	⇒ 印章等（*旧刑法上での印章、署名のことを指す。）
刑	文書若しくは図画 ⇒	刑	⇒ 文書等（*旧刑法上での文書、図画のことを指す。）
法	定義無し ⇒	法	⇒ 電磁的記録印章等、電磁的記録文書等（ 新定義 ）

3 条例改正（案）の概要

条例第7条（営業の停止）第2号の条文の一部を改正する。

【第7条（営業の停止）】

公安委員会は、酒類提供営業等を営む者が前条の規定による指示に従わなかったとき又は酒類提供営業等を営む者若しくはその従業者が当該営業に関し次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当該酒類提供営業等を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該営業の全部又は一部の停止を命じることができる。

一 第12条に規定する罪に当たる違法な行為

改正（案）	改正前（現行）
二 刑法(明治40年法律第45号)第159条、第161条(第159条に係る部分に限る。)、第199条、第201条、第203条(第199条の罪に係る部分に限る。)から第206条まで、～中略～に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	二 刑法(明治40年法律第45号)第159条、第161条(第159条の 文書又は図画 に係る部分に限る。)、第199条、第201条、第203条(第199条の罪に係る部分に限る。)から第206条まで、～中略～に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為

4 施行期日

公布の日から起算して20日を経過した日